

さいたま市告示第 1 4 2 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 7 年 9 月 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 石井ビル

所 在 地 さいたま市西区大字指扇領別所 3 5 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 石井正一

住 所 さいたま市西区大字宝来 1 1 4 9 番地

名 称 石井和子

住 所 さいたま市西区大字宝来 1 1 4 9 番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別表「小売業者一覧（変更前）」のとお

（変更後）別表「小売業者一覧（変更後）」のとお

(4) 変更の年月日

別表「小売業者一覧（変更後）」のとお

(5) 変更する理由

小売業者の代表者氏名変更、住所変更、名称変更、出退店による

2 届出年月日

令和 7 年 8 月 2 0 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 1 月 5 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p121053.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 > 令和 7 年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第 6 条第 1 項受理分）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 1 月 5 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

別表 小売業者一覧(変更前)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	主として販売する物販	変更内容	変更日
1	株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 清水信次	東京都中央区日本橋本町二丁目6番3号	食料品・生活雑貨・衣料品・身の回り品・その他		
2	株式会社キャンドゥ	代表取締役 城戸博司	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	生活雑貨等		

別表 小売業者一覧(変更後)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	主として販売する物販	変更内容	変更日
1	株式会社ライフコーポレーション	代表取締役 岩崎高治	大阪府淀川区西宮原二丁目2番22号	食料品・生活雑貨・衣料品・身の回り品・その他	所在地変更	令和5年5月27日
2	株式会社キャンドゥ	代表取締役 城戸一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	生活雑貨等	代表者の氏名変更	令和3年5月27日
					所在地変更	平成24年4月2日
					代表者の氏名変更	平成23年2月20日
3	株式会社ルック・ヒライ	代表取締役 平井恒輔	札幌市中央区南二条西六丁目7番地1	眼鏡	新規出店	平成20年7月14日